

# 企画競争説明書

業務名称： インドネシア国ジェネベラン川の洪水対策に係る情報収集・確認調査

調達管理番号： 21a00377

## 【内容構成】

- 第1章 企画競争の手続き
- 第2章 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3章 特記仕様書案
- 第4章 業務実施上の条件

注) 本案件のプロポーザルの提出方法につきましては、「電子データ (PDF)」とさせていただきます。  
詳細については「第1章 7. プロポーザル等の提出」をご確認ください。

2021年6月30日

独立行政法人国際協力機構  
調達・派遣業務部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等を実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3「特記仕様書案」、第4「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

## 第1章 企画競争の手続き

### 1 公示

公示日 2021年6月30日

### 2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

### 3 競争に付する事項

(1) 業務名称：インドネシア国ジェネベラン川の洪水対策に係る情報収集・確認調査

(2) 業務内容：「第3 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

(●) 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください。（全費目課税）

( ) 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

なお、本邦研修（または本邦招へい）に係る業務については、別途「技術研修等支援業務実施契約約款」を適用した契約を締結することとし、当該契約については消費税課税取引と整理します。ただし、最終見積書においては、消費税を加算せずに積算してください。（本件については、当該業務を想定していない。）

(4) 契約履行期間（予定）：2021年9月～2023年4月

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定致します。

(5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を越えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(4)の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

- 1) 第1回（契約締結後）：契約金額の24%を限度とする。
- 2) 第2回（契約締結後13ヶ月以降）：契約金額の16%を限度とする。

(6) 部分払の設定

本契約については、以下の時期での部分払を含めて部分払を計画します<sup>1</sup>。

- 1) 2021年度末（2022年2月頃）

## 4 窓口

### 【選定手続き窓口】

調達・派遣業務部 契約第一課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

担当者：小嶋良輔 Kojima.Ryosuke2@jica.go.jp

注) 持参及び郵送による窓口での受領は廃止となりました。

### 【事業実施担当部】

地球環境部防災グループ防災第一チーム（監督職員：同チームの課長）

## 5 競争参加資格

### (1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

#### 1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

#### 2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年

<sup>1</sup> 当機構は中期目標管理法に分類される独立行政法人であり、中期目標期間内に交付を受けた運営費交付金は当該中期目標期間内に計画、実施及び支出を行うことが原則となっています。そのため、現中期目標期間終了年度である2021年度末において、実施済み事業分に対する支払を行う必要があります。

規程(総)第 25 号) 第 2 条第 1 項の各号に掲げる者

具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程(平成 20 年規程(調)第 42 号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- ① 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)の翌日以降から、契約相手確定日(契約交渉権者決定日)までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日(契約交渉権者決定日)の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

## (2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第 5 条に基づき、以下の資格要件を追加して定めま

す。

### 1) 全省庁統一資格

令和 01・02・03 年度全省庁統一資格を有すること。

### 2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

## (3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務の TOR(Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

具体的には、以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

・本件については、特定の排除者はありません。

## (4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員(代表者を除く。)については、上記(2)に規定する競争参加資格要件を求めません(契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります)。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届(様式はありません。)を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契

約は認めません。

(5) 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

## 6 説明書に対する質問

(1) 質問提出期限：2021年7月9日 12時

(2) 提出先：上記「4. 窓口【選定手続き窓口】」（電子メール宛先及び担当者）

注1) 原則、電子メールによる送付としてください。

注2) 電子メール件名に「【質問】調達管理番号\_案件名」を記載ください。

注3) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。

(3) 回答方法：2021年7月15日までに当機構ウェブサイト上にて行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

## 7 プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：2021年7月27日 12時

(2) 提出方法：

プロポーザル・見積書を、電子データ（PDF）での提出とします。

上記（1）の提出期限日の4営業日前から1営業日前の正午までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールをe-koji@jica.go.jpへ送付願います。

（件名：「提出用フォルダ作成依頼\_（調達管理番号）\_（法人名）」）

なお、具体的な提出方法につきましては、「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2021年5月12日版）」を参照願います。以下にご留意ください。

1) プロポーザル等はパスワードを付けずにGIGAPOD内のフォルダに格納ください。

2) 本見積書と別見積書はGIGAPOD内のフォルダに格納せず、PDFにパスワードを設定し、別途メールでe-koji@jica.go.jpへ送付ください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

※依頼が1営業日前の正午までになされない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。

(3) 提出先：

1) プロポーザル

「当機構調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

2) 見積書：

宛先：[e-koji@jica.go.jp](mailto:e-koji@jica.go.jp)

件名：（調達管理番号）\_（法人名）\_見積書

〔例：20a00123\_〇〇株式会社\_見積書〕

本文：特段の指定なし

添付ファイル：「20a00123\_〇〇株式会社\_見積書」

※見積書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(4) 提出書類：

1) プロポーザル・見積書

(5) プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- 1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- 2) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- 3) 虚偽の内容が記載されているとき
- 4) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

(6) 見積書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」（2020年4月）を参照してください。

（URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

- 1) 「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- 2) 以下の費目については、別見積りとしてください。
  - a) 旅費（航空賃）
  - b) 旅費（その他：戦争特約保険料）
  - c) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
  - d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
  - e) その他（以下に記載の経費）  
現地再委託経費
- 3) 以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。  
特になし
- 4) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
  - a) 現地通貨 IDR1=0.00769 円
  - b) US\$ 1 =109.811 円
  - c) EUR 1 =134.026 円
- 5) その他留意事項  
特になし

8 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目

及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html))

(1) 評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

- a) 業務主任者／河川計画
- b) 洪水解析／気候変動
- c) 堆砂対策／土砂管理計画

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 13.2M/M

(2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 若手育成加点

本案件においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

具体的には以下の計算式により、下表のとおり価格点を加算します。

最低見積価格との差に係る計算式：

(当該者の見積価格－最低見積価格) / 最低見積価格 × 100 (%)

**最低見積価格との差 (%) に応じた価格点**

最低価格との差 (%)	価格点
3%未満	2.25点
3%以上 5%未満	2.00点
5%以上 10%未満	1.75点
10%以上 15%未満	1.50点
15%以上 20%未満	1.25点
20%以上 30%未満	1.00点

30%以上 40%未満	0.75点
40%以上 50%未満	0.50点
50%以上 100%未満	0.25点
100%以上	0点

### (3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。
- 5) 評価点が僅少（最高評価点との点差が2.5%以内）である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。
- 6) 上記、1)～5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

## 9 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を2021年8月11日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ウェブサイトに公開することとします。

- (1) プロポーザルの提出者名
- (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点\*
- ⑤価格点\*

\*④、⑤は該当する場合のみ

また、失注者については、評価結果通知のメール送付日の翌日を起算日として7営業日以内に調達・派遣業務部（[e-propo@jica.go.jp](mailto:e-propo@jica.go.jp)）宛に申込み頂ければ、日程を調整の上、プロポーザルの評価内容について面談で説明します。7営業日を過ぎての申込みはお受けしていません。説明は30分程度を予定しています。

注) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話等による説明とする可能性があります。詳細につきましては、申し込み後にあらためてご連絡いたします。

なお、受注者につきましては、監督職員との打合せ時に、必要に応じてプロポーザルの評価内容についての説明をご依頼ください。

## 10 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する



法人との契約や関連公益法人等については、以下のとおり追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、

又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること

イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

2) 公表する情報

ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名

イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

(2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

## 1.1 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

(1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。

イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。

ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。

エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。

オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。

カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りなが

らこれを不当に利用するなどしている。

- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例(平成23年東京都条例第54号)又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

## (2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)(平成26年12月11日特定個人情報保護委員会)」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

## 1.2 その他留意事項

### (1) 配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

### (2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

### (3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

### (4) プロポーザルの電子データについて

不採用となったプロポーザルの電子データは、当機構にて責任をもって削除します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

### (5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

### (6) プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

#### 1) 調達ガイドライン(コンサルタント等の調達) :

当機構ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「コンサルタント等契約 関連ガイドライン/個別制度の解説」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

#### 2) 業務実施契約に係る様式 :

同上ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))

## 第2章 プロポーザル作成に係る留意事項

### 1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html))

#### (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

##### 1) 類似業務の経験

注) 類似業務：洪水対策計画に係る各種調査業務

##### 2) 業務実施上のバックアップ体制等

##### 3) その他参考となる情報

#### (2) 業務の実施方針等

##### 1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載内容に基づき作成いただきます。一方で、コロナ禍の影響が長引き現地渡航できない状況が継続する可能性もあります。現地調査について、本説明書あるいはプロポーザルの計画から延期せざるを得ない場合を想定し、現地調査開始前に実施できる国内業務について提案があればプロポーザルに追加で記載してください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外、見積不要とします。

##### 2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

##### 3) 作業計画

##### 4) 要員計画

##### 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

##### 6) 現地業務に必要な資機材

##### 7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

##### 8) その他

#### (3) 業務従事予定者の経験、能力

##### 1) 業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

##### 2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

➤ 業務主任者/河川計画

➤ 洪水解析/気候変動

➤ 堆砂対策/土砂管理計画

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

## 【業務主任者（業務主任者／河川計画）】

- a) 類似業務経験の分野：洪水対策計画に係る各種業務
- b) 対象国又は同類似地域：東南アジア諸国及びその他全途上国
- c) 語学能力：英語
- d) 業務主任者等としての経験

## 【業務従事者：担当分野 洪水解析/気候変動】

- a) 類似業務経験の分野：水文・水理解析に係る各種業務
- b) 対象国又は同類似地域：評価せず
- c) 語学能力：評価せず

## 【業務従事者：担当分野 堆砂対策/土砂管理計画】

- a) 類似業務経験の分野：ダムの堆砂対策又は砂防計画に係る各種業務
- b) 対象国又は同類似地域：東南アジア諸国及びその他全途上国
- c) 語学能力：英語

## 2 プロポーザル作成上の条件

### (1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。また、雇用予定者を除く。なお、雇用関係にあるか否かが明確ではない場合は、契約書等関連資料を審査の上、JICAにて判断します。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書への、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）押印は省略可となります。

注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。

注5) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

(2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

3 プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

別紙：プロポーザル評価表

## プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
<b>1. コンサルタント等の法人としての経験・能力</b>	<b>(10)</b>	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
<b>2. 業務の実施方針等</b>	<b>(40)</b>	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	16	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18	
(3) 要員計画等の妥当性	6	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
<b>3. 業務従事予定者の経験・能力</b>	<b>(50)</b>	
	<b>(26)</b>	
<b>(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価</b>	<b>業務主任者のみ</b>	<b>業務管理グループ</b>
① 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／河川計画</u>	<b>(26)</b>	<b>(11)</b>
ア) 類似業務の経験	10	4
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3	1
ウ) 語学力	4	2
エ) 業務主任者等としての経験	5	2
オ) その他学位、資格等	4	2
② 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者／〇〇〇〇</u>	—	<b>(11)</b>
ア) 類似業務の経験	—	4
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	—	1
ウ) 語学力	—	2
エ) 業務主任者等としての経験	—	2
オ) その他学位、資格等	—	2
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	<b>( )</b>	<b>(4)</b>
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	—	—
イ) 業務管理体制	—	4
<b>(2) 業務従事者の経験・能力：<u>洪水解析／気候変動</u></b>	<b>(12)</b>	
ア) 類似業務の経験	8	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	0	
ウ) 語学力	0	
エ) その他学位、資格等	4	
<b>(3) 業務従事者の経験・能力：<u>堆砂対策／土砂管理計画</u></b>	<b>(12)</b>	
ア) 類似業務の経験	6	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1	
ウ) 語学力	2	
エ) その他学位、資格等	3	

## 第3章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際の参考情報として注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

### 第1条 総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」もしくは「JICA」という）と受注者名（以下「受注者」という）との業務実施契約により実施する「インドネシア国ジェネベラン川流域の洪水対策に係る情報収集・確認調査」に係る業務の仕様を示すものである。

### 第2条 調査の背景・経緯

インドネシアは島嶼国家であり、各地域で地震や津波、洪水といった自然災害が多発しており、特に洪水対策は喫緊の課題である。同国の「中期国家開発計画2020-2024」（RPJMN：2020～2024）では、国家開発の優先事項として、「インフラ整備」や「災害・気候変動への強靱性の強化」を掲げている。

ジェネベラン川流域は、南スラウェシ州の州都であるマカッサル市を抱える流域であり、同流域は人口資産が集中していること、洪水被害が頻発していたことから、JICAは1980年に洪水マスタープラン（以下、M/P）を策定し、M/Pに基づき、ビリビリ多目的ダムの建設や河川改修を実施し、治水安全度の向上を図ってきた。しかし、2019年1月に整備計画規模を上回る洪水が発生し、流域で甚大な被害が発生した。

また、2004年3月にジェネベラン川流域の最上流部にあるバワカラエン山の山体崩壊が発生し、JICAは「メラピ山・プロゴ川流域及びバワカラエン山緊急防災事業」（2005年承諾）を実施した。事業により一時期の大量の土砂流出は落ち着いてきたものの、依然として続く土砂流入により下流のビリビリダム貯水池内では堆砂が進行し、既に有効貯水容量の2割を消失している状況にある。

同流域を管理する大河川流域機関（Balai Besar Wilayah Sungai、BBWS）は治水対策を喫緊の課題としている。またBBWSの上位機関である公共事業・国民住宅省（PUPR）も同流域の治水対策及び堆砂対策の必要性を認識し、2020年の国家開発企画庁（BAPPENAS）の中期対外協力借入候補案件リスト（2020-2024）（Blue Book 2020-2024）に記載されている。

### 第3条 調査の目的

本調査では、既往のM/Pや事業の実施状況、近年の洪水被害等を踏まえジェネベラン川流域の洪水対策等に係る検討を行い、以て、有償資金協力事業の実施可能性及び協力準備の前提確認を含むJICAによる支援の方向性を検討するための情報収集・確認を行うことを目的とする。

### 第4条 調査の概要

#### （1）対象地域

インドネシア国 ジェネベラン川流域

#### （2）関係官庁・機関



公共事業・国民住宅省（PUPR）

（３）本調査に関連する JICA の主な支援

- ・統合水資源管理政策アドバイザー（派遣中）
- ・総合防災政策アドバイザー（派遣予定）
- ・ジェネベラン川流域管理能力強化計画調査（終了）
- ・防災事前投資に向けた洪水対策マスタープラン策定能力強化プロジェクト（詳細計画策定調査実施中）
- ・治水分野防災投資事業に係る情報収集・確認調査（実施中）

## 第5条 業務の範囲

コンサルタントは「第3条 業務の目的」を達成するために、「第6条 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「第7条 業務の内容」に示す事項の業務を実施し、調査の進捗に応じ「第8条 成果品等」に記載の報告書等を作成し、インドネシア国政府関係者へ説明・協議を行い、機構並びに実施機関等に提出するものとする。

## 第6条 実施方針及び留意事項

（１）本調査のアウトプットイメージ

有償資金協力事業の実施可能性及び協力準備の前提を確認することを目的に、流域における課題と対策の必要性を整理した上で、洪水対策計画案と土砂管理計画案を検討する。また、計画案の中から、協力準備調査の対象となる優先的事業を選定し、事業の効果を整理する。

（２）対策の必要性と効果の分かりやすい整理

本調査においては、洪水、土砂管理、利水に関する現状と課題を整理した上で、対策案を立案する。事業の円滑な実施のためには流域の住民、企業、関係機関等が対策の必要性とその効果についての理解が不可欠であることから、住民等も理解ができるように分かりやすく整理する。

（３）洪水、土砂管理、利水等に係る総合的な対策の検討

本調査においては、ビリビリダムが対策検討の対象として含まれる。当ダムは洪水調節、上水道用水、工業用水、灌漑用水、発電の目的を持った多目的ダムであり、また堆砂が問題となっていることから、洪水、土砂管理、利水を考慮し対策を検討することが必要である。また、洪水、土砂管理、利水については、ダムだけではなく、上下流の河道等も含めて流域全体で検討が必要であり、総合的な対策検討に留意する。

（４）JICA協力の関連プロジェクトとの連携

本調査は、第4条（３）に記載したJICA案件と連携することによる相乗効果が期待される。したがって、現在派遣中のアドバイザーやプロジェクトに従事する専門家、インドネシア事務所担当者との情報共有を図り、また、終了案件の成果も活用し、日本がこれまで協力してきた内容を踏まえつつ調査を行うよう留意すること。

（５）先行調査から得られる情報のレビュー及び活用<sup>※2</sup>

本調査に先立って以下に列挙する調査が実施されているところ、かかる先行調査か

---

<sup>2</sup>プロポーザルにおいて、先行調査から得られる情報と本調査で必要な項目について整理し、本調査で調査すべき事項についてその理由と共に提案すること。

ら得られる情報を最大限に活用し、重複がないよう効率的な調査実施が求められる。

#### 先行調査一覧

- 1) 平成31年度 水資源分野における海外社会資本事業への参入促進に関する調査業務（令和2年3月）
- 2) 令和2年度 水資源分野における海外社会資本事業への参入促進に関する調査業務（令和3年3月）

#### （6）気候変動の考慮

洪水対策計画案、土砂管理対策計画案を策定する上で、気候変動による影響を加味した将来リスクに基づく対策の検討が必要である。本詳細調査では、洪水対策等で活用できる既存の気候変動予測結果を念頭に、インドネシアの気候変動政策に係る方針及びインドネシア国内での取り組み状況を確認の上で、上記計画案策定における気候変動予測結果の活用、反映手法に係る方針についてPUPR等と協議、考慮する。

#### （7）解析に必要となるデータの収集

水文・水理解析等の各種解析にあたり、自然状況（水文、水理、地形、地質、河道特性等）及び社会状況（人口、産業経済、交通、住宅、土地利用等）に係るデータが必要不可欠である。これらデータに係るモニタリング（データ取得）状況並びにデータ提供の可否につきPUPRに確認の上、入手する。なお雨量観測データ（気候変動に関するダウンスケーリングデータ含む）に関しては、インドネシア気象気候地球物理庁（BMKG）が管轄しているがデータの取得に時間がかかる可能性があるため、PUPR等が所有している水文観測データ等も必要に応じて活用する。

#### （8）ジェネラタダムの考慮

ジェネラタダムについては建設が進められているが、完成時期が未定であるため、洪水対策計画案においては、完成が遅れた場合のリスクを検討の上、そのリスク削減方法についても検討すること。また、治水容量は計画上見込まれていないが、治水効果も期待できるため、治水効果について確認を行うこと。

#### （9）本邦技術の適用／本邦企業の参入促進<sup>※3</sup>

本事業に関連する機材、設備、工法等で本邦企業に優位性がある技術について把握し、本事業における本邦技術活用（の可能性）について検討する。検討にあたっては本邦技術を適用することによる経済性の向上、工期短縮、環境負荷軽減や工事中及び供用後の安全性向上などの可能性を幅広く検討し、その結果をJICAへ報告し、確認を得るとともに、適用を提案する本邦技術について先方関係官庁・機関と十分に協議・調整を行う。

さらに、本邦企業の事業参入促進にあたっては、関連本邦企業の参入意向に留意しつつ競争性確保を図ることができるよう検討する。

JICAの中小企業・SDGsビジネス支援事業に関する情報は、以下のJICAのウェブサイト

([https://www.jica.go.jp/priv\\_partner/activities/sme/index.html](https://www.jica.go.jp/priv_partner/activities/sme/index.html))を参照し、過去の採択事業リスト等も参考にする。

---

<sup>3</sup> 加えて、日本の中小企業を含めた本邦企業が有する技術、製品、アイデアの活用の可能性があれば、プロポーザルで提案する。

#### (10) コロナ状況下を踏まえた調査計画の立案

現在、コロナ禍により日本から海外への渡航に大きな制約が生じているため、既存報告書やインターネット等を通じた公開情報の収集、現地・ドナーとのオンライン面談等の遠隔作業、受注者の持つ現地法人、ローカルリソース等の活用による情報収集を積極的に行うこととする。

なお、コロナ禍の状況や渡航制限措置等を踏まえ、現地調査と国内調査作業との間は、当機構と受注者の両者協議の上、柔軟な対応を行う想定である。

### 第7条 調査の内容

コンサルタントは、上記「第6条 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、本業務の背景及び目的を十分把握の上、以下の業務を行う。

ただし、以下に示した以外に効果的・効率的な調査方法等がある場合にはプロポーザルにて提案を行うことも可能とする。

#### (1) 基礎情報の収集・整理

##### (1-1) 業務計画の立案及びインセプション・レポートの作成

ア) 既存の関連資料、情報、データを整理・分析・検討するとともに、詳細な調査内容及び工程を検討する。また、現地で更に収集する必要がある関連資料、情報、データをリストアップする。

イ) 上記の結果及び調査に当たって同国関係機関に対応を求める事項・質問などを取りまとめて、インセプション・レポートを作成し、JICAに提出する。

ウ) JICAが確認したインセプション・レポートをインドネシア国関係機関（関係機関はJICAが指定）に説明し、内容について協議・確認する。また、今後の調査・協力の進め方、留意事項、双方の役割分担等について、インドネシア国関係機関と協議・確認する。

##### (1-2) 基礎情報の収集・整理、洪水被害の整理

以下の通り、当流域の基礎情報及び被害状況等を収集し整理する。

###### ① 流域の概要

河川延長、流域面積、河床勾配、治水基準地点等の河川諸元、地形情報、土壌、植生等について最新データを収集し整理する。

###### ② 人口・集落の分布、土地所有、農工業生産、経済活動

当流域における主要都市人口、氾濫区域内人口、人口・集落の分布、土地所有区分、土地利用区分、農業生産（作付体系、生産高、収益等）、工業生産、経済活動に関する最新情報を収集し整理する。

###### ③ 洪水・土砂災害被害の状況

当流域における概ね過去50年間における主要な洪水被害について発生年、雨量、被害状況（浸水面積、浸水世帯数、死者数等）等の情報を収集し整理する。また、土砂災害の被害についても被害状況の情報を収集し整理する。

###### ④ 洪水対策計画、土砂管理に関する計画と現状

当流域の既存の洪水対策計画をレビューし、洪水対策の目標と対策（構造物対策・非構造物対策）及び対策の実施状況等を収集し整理する。また、既存の土砂管理に関する計画（砂防計画等）をレビューし、同計画による防災対策の目標と対策の内容及び対策の実施状況等を収集し整理する。

###### ⑤ その他の関係する開発計画、事業計画

当流域の洪水対策計画、土砂管理に関する計画以外の関連する開発計画、事業計画及びその現状を収集し整理する。

- ⑥ 河川流域管理に関する法令、開発計画組織  
インドネシア及び当流域に係る法律、政策、開発計画、河川流域管理および災害対策に関連する法令、計画、組織体制を収集し整理する。
- ⑦ 他援助機関等の支援状況・内容  
当流域に係る他援助機関等の支援状況とその内容を収集し整理する。
- ⑧ その他本調査に必要となる資料  
上記の他に本調査に必要となる資料を収集・整理する。

### (1-3) 流域の将来予測

各種の社会・経済統計資料に基づき、流域の人口、主要インフラ整備状況等に係る将来予測を実施する。主な将来予測対象項目は以下の通りとする。特に洪水対策に関わる検討過程（守られるべきエリアの設定等）において重要な指標となる点を考慮の上で実施する。

- ① 都市人口、村落人口
- ② 一世帯あたりの収入、資産
- ③ 土地利用、市街地面積、灌漑面積
- ④ 主要インフラ整備状況（幹線道路、鉄道、ダム・河道堰、幹線灌漑水路等）
- ⑤ 民間を含む都市開発事業、工業団地計画

### (2) 水文・水理解析、氾濫解析、河床変動解析、貯水池土砂動態解析、水収支解析

#### (2-1) 解析・検討に用いるデータの収集・整理

以下の通り、本調査で実施する解析や検討に必要なデータを収集・整理する

- ① 水文データ  
当流域とその近傍の雨量データ、水位・流量観測所の位置及び観測データ、潮位データ、蒸発散量、地下浸透量等のデータを収集・整理する
- ② 気候変動関連データ  
インドネシア国内全般及び当流域に係る気候変動に関する既存データを収集・整理する。
- ③ 河川構造物等  
当流域のダム、遊水地・調整池、堤防・護岸、水門・樋門、取水施設、灌漑水路の位置、施設規模、管理責任者、運用ルール等を収集・整理する。
- ④ 利水の状況  
当流域における、水需要の現状（上水、灌漑、工業、発電を含む）や将来の計画、過去の渇水被害・取水制限等の利水の状況についてデータを収集・整理する。
- ⑤ ダム堆砂・河床高の経年変化、海岸域の情報  
ダムの堆砂及びジェネベラン川の河床高の経年変化について情報を収集・整理する。また、土砂生産・流出データについて収集・整理するとともに、海岸域における土砂に関する情報を収集・整理する。
- ⑥ 河川・地形測量（地形測量、河床材料調査等）  
河川・地形測量を実施する。別紙の調査を予定している。
- ⑦ 流砂量観測  
流砂量観測を実施する。別紙の調査を予定している。

## (2-2) 水文・水理解析、氾濫解析

### ① 水文・水理解析、氾濫解析

上記、(2-1)で収集したデータ水文統計解析、流出解析を実施する。  
また、水理解析、氾濫解析を行い現況の流下能力(水位縦断図、流下能力図等)、  
氾濫被害の状況(浸水面積、浸水世帯数等)について分析する。分析にあたっては、  
複数の規模の洪水について確認する。なお、建設が計画されているジェネラタダム  
の治水効果についても確認し整理することとする。

## (2-3) 河床変動解析、貯水池土砂動態解析

### ① 河床変動解析

既存の横断データ等を整理し、河床高の経年変化を整理する。また、流砂量観測の  
結果を用いて、河床変動解析を行い、将来の河床変動について分析する。

### ② 貯水池土砂動態解析

既存の深浅測量データを分析し、ビリビリダム貯水池内の堆砂傾向を分析する。  
また、過去の水文観測データや流砂量観測の結果等を用いて、貯水池土砂動態  
解析を行い、将来のダム貯水池の堆砂について分析する。

### ③ 土砂収支の整理

上記で整理した、ダム堆砂・河床高の経年変化、河床変動解析結果、貯水池土  
砂動態解析の結果等を用いて本流域の土砂収支を整理する。

## (2-4) 水収支解析

上記で整理した水文データ、利水に関するデータを用いて水収支解析を行い、将来  
の水需要予測について分析する。

## (2-5) 気候変動による影響評価

インドネシア国における気候変動対策の現状を整理し、気候変動の影響を洪水、土  
砂管理、利水の各対策へ反映する際の方針について検討・協議する。

## (3) 洪水、土砂管理、利水に関する課題と対策の必要性の整理

以上の調査結果を踏まえ、ジェネベラン川流域における洪水、土砂管理、利水に関  
する現状及び課題と対策の必要性について整理する。なお、対策の必要性は、流域の  
住民、企業、関係機関が十分理解できるように分かりやすく整理する。

## (4) 洪水対策計画案、土砂管理計画案の検討

### (4-1) 洪水対策の検討

#### (4-1-1) 【洪水対策】目標とする計画規模の設定

洪水対策の目標とする計画規模を以下の情報等に基づき検討し、JICA及びPUPRと協  
議する。

- ・流域の資産価値等も踏まえたあるべき治水安全度の検討
- ・PUPRで推奨されている計画規模の確認
- ・既往最大洪水の生起確率
- ・インドネシアにおける類似の洪水対策事業において採用された計画規模

#### (4-1-2) 【洪水対策】複数の対策案の組合せ立案と評価

#### ① 複数の対策案の立案

(4-1-1)において検討した目標を達成するために、当該流域の洪水対策として実現可能な複数の対策案の組合せを立案する。

なお、対策案にはダムの改良・運用改善も含むものとし、(2-4)の水収支解析を踏まえた利水容量の検討(水需要の季節変動等も考慮)も行う。また、「(1)基礎情報の収集・整理」で収集した情報をもとに、洪水対策として守るべきエリア・計画の対象区間の設定を検討するとともに、後述する土砂管理対策も考慮しながら検討すること。

#### ② 対策案の評価と推奨案の選定

各対策案の組合せについて、効果、コスト、事業期間、環境社会影響、などの評価軸で評価し推奨案を選定する。

### (4-2) 土砂管理対策の検討

#### (4-2-1) 【土砂管理】土砂管理の目標の設定<sup>※4</sup>

土砂管理の目標を検討しJICA及びPUPRと協議する。目標の設定については、ビリビリダム地点での年間土砂流入量などが考えられるが、地点や指標等について調査の中で検討を行う。

#### (4-2-2) 【土砂管理】複数の対策案の組合せ立案と評価

##### ① 複数の対策案の立案

(4-2-1)において検討した目標を達成するために、当該流域の土砂管理として実現可能な複数の対策案の組合せを立案する。

##### ② 対策案の評価と推奨案の提示

各対策案の組合せについて、効果、コスト、事業期間、環境社会影響などの評価軸で評価し推奨案を提示する。

### (4-3) 【洪水対策】非構造物対策の検討

構造物対策と合わせて実施する非構造物対策を検討し整理する。

#### ① 洪水予警報システムの検討

I. 河川管理者、ダム管理者等が適切に施設の運用をすること、II. 施設の整備水準を超える大規模洪水の発生時に流域の住民等が避難・警戒を行うのに必要な河川情報を提供することに資する、洪水予警報システムの導入のため、降雨の観測・予測の方法、ダム・河川の水位観測・予測の方法、その他河川情報の提供について検討を行う。また、システムの導入に向けた計画(検討・導入の工程、事業費等)と計画の実施体制について検討し整理する。

#### ② その他の非構造物対策

施設の整備水準を超える大規模洪水の発生時に氾濫被害を軽減させるための土地利用規制を含む非構造物対策を検討し整理する。

### (4-4) 【土砂管理】モニタリング計画の検討

(4-2-2)で選定した対策案について、対策の効果を定期的に確認するとともに、土砂の発生量等に応じて必要に応じて柔軟に対策を見直すためのモニタリング計画を検討し整理する。

### (4-5) 自然環境・社会環境への影響可能性の調査

<sup>4</sup> 現時点での考えをプロポーザルで提案すること。

提案する洪水対策事業や土砂管理対策事業により取得が必要となる用地面積、住民移転数を概算し、また、環境・社会環境へのインパクトの大きさを概略検討する。

#### (4-6) 洪水対策、土砂管理対策の効果の整理

##### ① 経済評価の実施

洪水対策、土砂管理対策の効果についてB/C、EIRRの検討を行う

##### ② 効果の整理（経済評価以外の整理）

洪水対策、土砂管理対策の効果について上記経済評価以外の方法で効果を検討し整理する。

なお、効果については、(3)で整理した対策の必要性を考慮したうえで、流域の住民、企業、関係機関も理解できるよう分かりやすく整理する。

#### (4-7) 洪水対策計画案、土砂管理計画案のまとめと優先事業の提示

##### ① 洪水対策計画案、土砂管理計画案のまとめ

これまでの調査結果を踏まえ、洪水対策計画案、土砂管理計画案を取りまとめる。洪水対策計画案は構造物対策と非構造物対策からなるものとし、目標とする計画規模、計画期間、計画の対象区間、流量配分、対策箇所と内容、事業工程、事業費などが分かるようにする。土砂管理計画案についても同様に目標や対策箇所と内容等が分かるようにし、モニタリング計画も含めたものとする。

##### ② 優先事業に関する本邦技術の活用可能性の検討

洪水対策計画案、土砂管理計画案について、本邦技術の活用可能性を検討し、整理する。

##### ③ 優先的事業の選定

洪水対策計画案、土砂管理計画案の中から優先的に実施する事業を提示する。

#### (5) 優先事業に関する検討

##### (5-1) 優先事業の概算事業費、工程の検討

(4-7)で選定した優先事業について概算事業費、概算維持管理費を精査するとともに事業の工程を検討する。

なお、本調査で概算事業費を検討する上での前提条件、単価、経費等の積み上げについての考え方及び内訳、今後検討精度を上げた際のコスト変動リスクがどこにあるか等が分かるように整理すること。また、コスト変動リスクについてはインドネシア側との協議の際などにも共有すること。

##### (5-2) 自然環境配慮、社会環境配慮の検討

優先事業に関してインドネシア側で実施する必要がある自然環境配慮、と社会環境配慮について、インドネシア現行法の中での必要な調査及び手続事項及びその必要期間を検討する。「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月)に基づいて必要となる調査項目(案)をリストアップする。同ガイドラインの(参考資料)環境チェックリストに基づく基礎情報の収集を行い整理する。

また、上記ガイドライン等に基づき、住民移転数、用地取得必要面積、その他補償などの対応の必要性を検討し、インドネシアの法令や類似案件での実績等を踏まえて、その必要費用を概算する。

##### (5-3) 優先事業による効果の整理

① 経済評価の実施

優先事業の効果についてB/C、EIRRの検討を行う。

② 効果の整理（経済評価以外の整理）

優先事業の効果について上記経済評価以外の方法で効果を検討し整理する。

なお、効果については、（3）で整理した対策の必要性を考慮したうえで、流域の住民、企業、関係機関も十分に理解できるよう分かりやすく整理する。

（6）流砂量観測を踏まえた土砂管理計画案、治水計画案及び優先事業の確認  
2期目の流砂量観測を踏まえ、土砂管理計画案、治水計画案及び優先事業の妥当性の確認を行う。

（7）ドラフト・ファイナル・レポートの作成・説明・協議

これまでの調査結果を、ドラフト・ファイナル・レポートとして取りまとめる。ドラフト・ファイナル・レポートの作成にあたっては、事前にJICAと内容について協議し、必要な修正を行った上で、JICAの了解を得てから、インドネシア側関係者に提出・協議を行う。

（8）ファイナル・レポートの作成

ドラフト・ファイナル・レポートに対するインドネシア側関係者及びJICAのコメントを反映させ、ファイナル・レポートを作成し、JICAに提出する。



別紙1 現地再委託

以下の調査を想定しており、これらについては現地再委託を認める。

項目	目的	測量等範囲・数量
河川横断測量1	現況流下能力の把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ スングミナサ橋（9km）からカンピリ堰（20.4km）までの約11.4km</li> <li>➢ 河川横断構造物（スングミナサ橋、ビスワ堰、カンピリ堰を含む）の上下流も含む</li> <li>➢ 400mピッチ</li> </ul>
河川横断測量2	ビリビリダム上流の河道形状の把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 26断面</li> <li>➢ Sabo M/P 2013のMajor Cross Sectionと同じ箇所（約600m/断面）</li> </ul>
河床材料調査	ビリビリダム上流域の土砂動態の把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ ビリビリダム上流からカルデラまで計10箇所</li> <li>➢ Sabo M/P 2013で実施した箇所と同じ</li> </ul>
ボーリング調査	ビリビリダム堆砂の粒度分布の把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 貯水池内を縦断方向に500mピッチで実施。本数は15本×20mを想定</li> </ul>
流砂量観測	出水時における土砂動態の把握（浮遊砂、ウォッシュロード等の把握） 環境影響評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ ビリビリダム直下流、ジェネラタダム合流後、ビリビリダム貯水池上流の3地点を対象</li> <li>➢ 雨季2期、出水時に調査を実施（1期3回×2期程度）</li> <li>➢ 流量観測を併せて実施</li> </ul>
水利用調査	現状の水需要の把握および将来予測	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ ビリビリダム下流域の灌漑域の把握</li> <li>➢ 利水計画のレビュー</li> </ul>
簡易環境影響評価	EIAのプレ調査 非自発的住民移転の有無等の確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ ダム下流のジェネベラン川流域および貯水池周辺</li> <li>➢ JICAの環境チェックリストに基づく基礎情報の収集</li> </ul>

## 第8条 成果品等

業務の各段階において作成・提出する成果品等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は、プログレス・レポート1（中間成果品）及びファイナル・レポート（最終成果品）とする。

### (1) 報告書

業務の各段階において作成・提出する報告書は以下のとおり。

#### ① インセプション・レポート（IC/R）

記載事項：業務の基本方針、方法、作業工程、要員計画等

提出時期：2021年9月下旬頃

提出部数：和文2部（簡易製本）、英文2部（簡易製本）、電子データ

#### ② プログレス・レポート1（P/R1）

記載事項：洪水、土砂管理、利水に関する課題と対策の必要性

提出時期：2022年2月25日まで

提出部数：和文2部（簡易製本）、電子データ

#### ③ プログレス・レポート2（P/R2）

記載事項：洪水対策計画、土砂管理計画、優先事業の素案

提出時期：2022年8月上旬頃

提出部数：和文2部（簡易製本）、英文2部（簡易製本）電子データ

#### ④ ドラフト・ファイナル・レポート

記載事項：本業務の結果全体

提出時期：2023年1月中旬頃

提出部数：和文2部（簡易製本）、英文2部（簡易製本）電子データ

#### ⑤ ファイナル・レポート（F/R）

記載事項：ドラフト・ファイナル・レポートへのコメントを反映させた本業務の結果全体。英文レポートには参考資料として、インドネシア語の調査結果概要10ページ程度を添付する。

提出時期：2023年4月28日まで

提出部数：和文5部（製本）、和文（CD-R）3部、英文10部（製本）、英文（CD-R）3部

### (2) その他提出物

#### ① 業務計画書（簡易製本）

記載事項：共通仕様書第6条に記載するとおり。

提出時期：契約開始後10営業日以内

部数：和文3部、電子データ

#### ② コンサルタント等業務従月報

JICAが指定する様式により、月例の調査業務報告を翌月10日までに発注者に提出する。

#### ③ 議事録等

各関係機関等との調整会議、各種報告書の説明、ヒアリング時の議事録を作成し、JICAに速やかに提出する。また、JICA等及びコンサルタントが主催する関連会議・検討会における議題、出席者、質疑内容等を取りまとめ、関係者に内容の確認等を行った上で、実施日を含む5日間を目安にJICAに提出すること。

部数：F/R提出時はF/Rに添付もしくは別添とする。

④ 収集資料

記載事項：収集した資料、データ及びそのリスト

提出時期：調査終了時

部数：電子データ

⑤ 現地調査時の写真及び・動画

本調査を通じて記録した写真及び動画のデータを整理の上、提出する。内容については、調査の全体像が把握できるよう、調査対象地域の現状や位置関係等が明確に把握できるものを取り、簡単なキャプションをつける。なお、提出にあたっては、一覧表を作成し、添付する。写真の著作権についてはJICAに帰属するものとし、広報用素材としてJICAの各種媒体への活用を想定しているため、肖像権の許諾等についても事前に取り付けたもののみを格納すること。

提出時期：ファイナル・レポート提出時

部数：電子データ2部

⑥ その他説明資料

記載事項：関係機関に対する調査進捗報告。

提出時期：報告の都度、及び、F/R提出時にまとめて提出。

部数：報告時は必要部数、F/R提出時はF/Rに添付か別添とする。

(3) 報告書の仕様

印刷仕様・電子仕様は「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照すること。

(4) 報告書作成にあたっての留意点

- ① 各報告書はその内容を的確かつ簡潔に記述すること。
- ② 報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。
- ③ 英文報告書の作成にあたっては、その表現ぶりに十分注意を払い、国際的に通用する英文報告書を作成するため、必ず当該分野の経験・知見とともに豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けること。
- ④ 各報告書は、同国政府への提出に先立ち、事前にJICAに提出し、承諾を得ること。
- ⑤ 報告書が特に分冊方式になる場合は、本編と例えばデータの根拠との照合が簡易に行えるように工夫を施すこと。
- ⑥ 先方政府への説明・ヒアリングにかかる議事録は、報告書に添付して提出する。その他、JICAが必要と認め、提出を求めたものについても提出すること。
- ⑦ レポートで引用した統計、資料、数値等については、必ず出典を明記すること。

## 第4章 業務実施上の条件

### (1) 業務工程

2021年9月上旬より業務を開始し、2023年4月下旬の終了を目途とする。各調査報告書提出時期の目途は以下の通り。

- ① インセプション・レポート (IC/R) 2021年9月下旬
- ② プロGRESS・レポート1 (P/R1) 2022年2月25日
- ③ プロGRESS・レポート2 (P/R2) 2022年8月上旬
- ④ ドラフト・ファイナル・レポート (DF/R) 2023年1月中旬
- ⑤ ファイナル・レポート (F/R) 2023年4月28日

### (2) 業務量目途と業務従事者構成案

#### 1) 業務量の目途

約22人月 (M/M) (現地: 7M/M、国内15M/M)

#### 2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成 (及び格付案) は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成 (及び格付) を提案してください。

- ① 業務主任者/河川計画 (2号)
- ② 洪水解析/気候変動 (4号)
- ③ 堆砂対策/土砂管理計画 (3号)
- ④ 土砂解析
- ⑤ 水資源管理
- ⑥ 非構造物対策
- ⑦ 環境社会配慮
- ⑧ 経済評価

### (3) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人 (ローカルコンサルタント等) への再委託を認めます。

- 河川横断測量
- 河床材料調査
- ボーリング調査
- 流砂量観測
- 水利用調査
- 簡易環境影響評価

### (4) 配布資料/公開資料等

#### 1) 配布資料

- 平成31年度 水資源分野における海外社会資本事業への参入促進に関する調査業務 (令和2年3月)
- 令和2年度 水資源分野における海外社会資本事業への参入促進に関する調査業務 (令和3年3月)

2) 公開資料

- ジェネベラン川流域管理能力強化計画調査ファイナル・レポート要約報告書  
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000164932.html>